

## 同点の場合の取扱いについて（案）

### ○最上位の団体の総合計得点が同点となった場合の取扱い

以下①から③の手順で指定管理者候補者を決定する。

- ① 順位点により各委員の採点において、最上位の団体を2点、次点の団体を1点、その他の団体を0点として、その合計点が最上位の応募団体を指定管理者の候補者として選定する。
- ② ①による選定方法で候補者の団体が決定しない場合には、選定基準中の「条例に定める指定の要件」の項目のうち、「（5）施設の効用を最大限発揮させることができること」の項目の各委員の点数を比較して最上位の応募団体を指定管理者の候補者として選定する。
- ③ ①②による選定方法でも候補者の団体が決定しない場合には、くじにより候補者の団体を選定する。